

第 4275 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 7月 5日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成 23 年法人税改正

Q：今年度の税制改正が一部決まったようですが、法人税はどのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

① 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法が、見直され、整備が行われます。

② 法人税の中間申告制度

次の場合には、仮決算による中間申告書の提出ができないこととされました。

(イ) 前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が、10万円以下である場合又はその金額がない場合

(ロ) 仮決算による法人税額が、前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額を超える場合

③ 完全支配関係がある法人間取引に係る税制

完全支配関係がある法人間取引に係る税制等について、一定の見直しが行われることとなりました。

④ 申告書を故意に提出しなかった場合

確定申告書等をその提出期限までに提出せず、法人税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされました。なお、この改正は、公布の日から起算して2月を経過した日以後の違反行為から適用されます。

